

保険が変わったら手続きを忘れずに！

病院では保険証を提示しましょう！

届け忘れはありませんか？

国民健康保険は、他の保険がない期間をカバーする、市町村ごとの公的医療保険です。国民健康保険への加入や脱退には、みなさんの「届け出」が必要です。

これを知らずに放置すると、さかのぼって一度に多額の保険料がかかってしまったり、保険料をいつまでも二重払いしてしまったりすることになります。

窓口で、「知らなかった」「会社で手続きしてあると思っていた」というケースが意外に多いのが実状です。手続きには別途必要なものがあり、それぞれ状況によって異なりますので、まずは係へお問い合わせください。

また、健康保険などの事業主のみなさんも、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険から社会保険へ、社会保険から国民健康保険へ、保険が変わったら切り替えの手続きを忘れないようにしましょう。

医療機関へかかるとき
なぜ保険証を
見せなければならぬの？

「保険証を見せてください」。なぜ、医療機



関にかかるとき保険証を見せる必要があるのでしょうか。

お医者さんにかかるとき、みなさんは自己負担分として窓口で医療費の1割から3割を支払い、病院などは残りの医療費をみなさんが加入しているそれぞれの保険機関へ請求しています。そのため病院などでは、どの保険機関に請求すればよいかを確認する必要があります。

ところが、国民健康保険だった人が就職などによって新しい健康保険証ができているのに、知らずに病院にかかる時、その請求書（レセプト）は国民健康保険へ来てしまいます。こういったことが1件でもあると、病院は請求先を調整するためたいへん苦労されます。保険が変わって、新しい健康保険証を受け取る前に病院へかかるときは、そのことを必ず受付窓口へ申し出ましょう。そして、新しい保険証を受け取ったら資格のきた日を確認し、国民健康保険のまま受診していた場合は、すぐにその病院へ知らせましょう。国民健康保険への届け出も忘れずにしてください。

今、みなさんの加入している健康保険は何ですか？必ず正しい保険証を持って受診しましょう。

国民健康保険についてのお問い合わせは、市保険年金課（市役所1階6番窓口）☎32-2071へどうぞ。

障害者有料道路 割引制度の変更

障害者有料道路割引制度は、これまで申請により割引証をお渡ししていましたが、割引証から身体障害者手帳または療育手帳へ証明事項を記載する方法に変わりました。また、今回からETCを利用する申請も可能になりました。申請に必要な書類は次のとおりです。

必要書類

ETCを利用しない場合

身体障害者手帳または療育手帳 自動車検査証 運転免許証（障害者本人が運転する場合）

ETCを利用する場合

身体障害者手帳または療育手帳 自動車検査証 運転免許証（障害者本人が運転する場合） ETCカード（原則、障害者本人名義のもの） ETC車載機セットアップ申込書・証明書
要件確認のため別途書類が必要な場合があります

有効期間

最初の申請から2回目の誕生日まで有効で、その後は2年ごとの誕生日が有効期限となります（そのつど、更新申請が必要で、申請は、有効期限の2か月前から可能です）
現在お持ちの割引証の使用期限は5月31日までで、その後は使用できません

障害者有料道路割引制度の申請・お問い合わせは、市社会福祉事務所（市役所1階2番窓口）☎32-2067へどうぞ。